

いただいたご意見の概要について

- 説明・公聴会での意見表明及び書面による意見募集でいただいたご意見は、大きく以下の論点に分類される。

- ① 処分方法について
- ② 貯蔵継続について
- ③ **トリチウムの生物影響について**
- ④ トリチウム以外の核種の取扱いについて（10月1日第10回小委員会で議論）
- ⑤ **モニタリング等の在り方について**
- ⑥ 風評被害対策について
- ⑦ 合意形成の在り方について
- ⑧ その他

※次ページ以降、主なご意見を記載するが、必ずしも事実関係として正確ではない点もあることから、今後の小委員会では事実関係を含めて確認・議論を行っていく。

主なご意見③（トリチウムの生物影響について）

- トリチウムの危険性（特に有機結合型トリチウム）について
- 過去のトリチウムによる被害情報について 等

- 排水中のトリチウムの法定告示濃度は6万Bq/Lとされているが、有機結合したトリチウムの内部被ばくリスクについては様々な科学的見解があり、この濃度で安全性が担保されたことにはならない。
- トリチウムは生物への影響の有無が「証明されていない」のであって、「影響が無い」とは断言できない。
- 他の原子力施設で大量にトリチウムを放出している実績があるからといって、東京電力福島第一原子力発電所でも放出しても安全ということにはならない。
- 内部被ばくについてのICRPのモデルを否定する研究結果を出している科学者たちもいる。
- 遺伝子に含まれる水素原子とトリチウムが入れ替わり、トリチウムがヘリウムに壊変することで遺伝子の化学結合が切断される。
- トリチウムは生体のあらゆる場所に取り込まれ、内部から被曝、活性酸素等を介して間接的に細胞膜やミトコンドリアを破壊する。
- 過去、トリチウムによる被ばく事例が複数あるが、それらの情報が説明されていない。
- 1970～1980年代には、低濃度でもトリチウムが染色体異常を起こすこと、母乳を通して子どもに残留することが動物実験で報告がされている。
- 原発から放出されたトリチウムによって玄海原発周辺の住民の白血病が増加している。またピッカリング原発（カナダ、年間2,500兆Bqのトリチウムを放出）周辺の都市ではダウン症候群の赤ん坊の出産や中枢神経系統に異状のある赤ん坊の出産も明らかにされている。

主なご意見⑤（モニタリング等の在り方）

- トリチウムのモニタリングの方法や難しさについて
- モニタリングの妥当性について 等

- 現在福島産の食品に関して出荷前に残留セシウム量を測定し、消費者を安心させている。トリチウムについても、放出前後で飲料水などの含有量が増加していないことを示す必要がある。
- サンプル調査では部分的に核種が濃縮していたような場合を把握できず、懸念がある。
- タンク内の汚染水のサンプル計測によるトリチウムの濃度計測に頼るのではなく、海洋放出に向けて汚染水の全量を計測するシステムを採用すべき。
- トリチウムは計測するのに時間がかかり、測定結果が出た時には放出後であり、懸念がある。
- 海洋放出前に複数の機関が独自に検証すべき。
- 国際社会で認知されている規制値をもって放出するのではなく、県民を含めて関係者と協議の上、安心が得られる数値の設定が求められる。
- 実際に放出しても安全であることが、事前にシミュレーション出来ていないといけない。